

岡崎市生活習慣病対策会議書面会議実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡崎市生活習慣病対策会議要綱(令和2年4月1日施行)第5条の規定に基づき、岡崎市生活習慣病対策会議(以下「対策会議」という。)の書面による会議(以下「書面会議」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(書面議決の要件)

第2条 議長は次の各号をすべて満たすものに限り、書面により委員の意見を聴取し、対策会議の議決に代えることができるものとする。

(1) 議事内容が本市の生活習慣病対策事業の根幹に関わるような重要なものでないこと。

(2) 書面により議事内容が明確に理解できること。

(書面会議の運営)

第3条 議長は書面会議の実施に当たり、返信期日を定めて、議事資料及び書面表決書等を全委員へ送付するものとする。

2 返信期日内に委員の過半数から返信があれば、会議が開催されたものとし、委員は返信をもって会議に出席したものとする。

3 書面表決は、議案ごとに賛成又は反対及びその理由等を明らかにするように実施するものとする。

(結果の報告)

第4条 議長は会議終了後、各委員の表決内容及び意見を記録した会議録を調製し、全委員に報告しなければならない。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、書面会議に関し必要な事項は、健康増進課で定める。

附 則

この要領は、令和2年8月1日から施行する。